

学校における受動喫煙防止対策の対応状況について

保健厚生課

平成 22 年 3 月 30 日付けで 21 教保第 421 号教育長通知「学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について」を发出了しました（平成 22 年 4 月 22 日開催の第 906 回教育委員会定例会報告事項）が、今回、この通知を受けての市町村立及び県立学校の対応状況を調査しました。

回答数（5月30日現在）；市町村（学校組合）75/83 教委（90.4%）

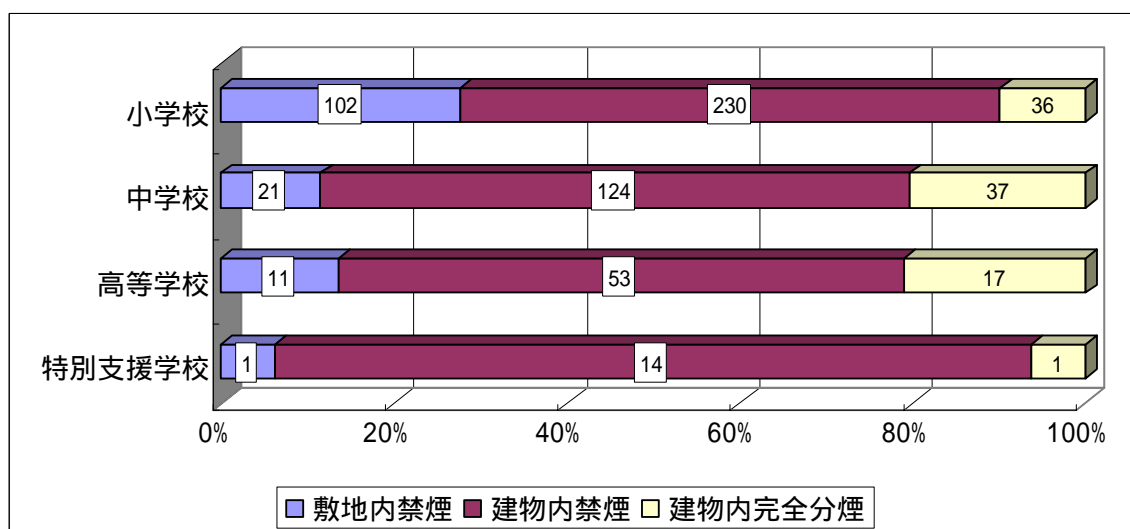
県立高校 81/86 校（94.2%）

特別支援学校 16/18 校（88.9%）

1 現在の受動喫煙防止対策（平成 22 年 5 月 6 日現在）

（校数（%））

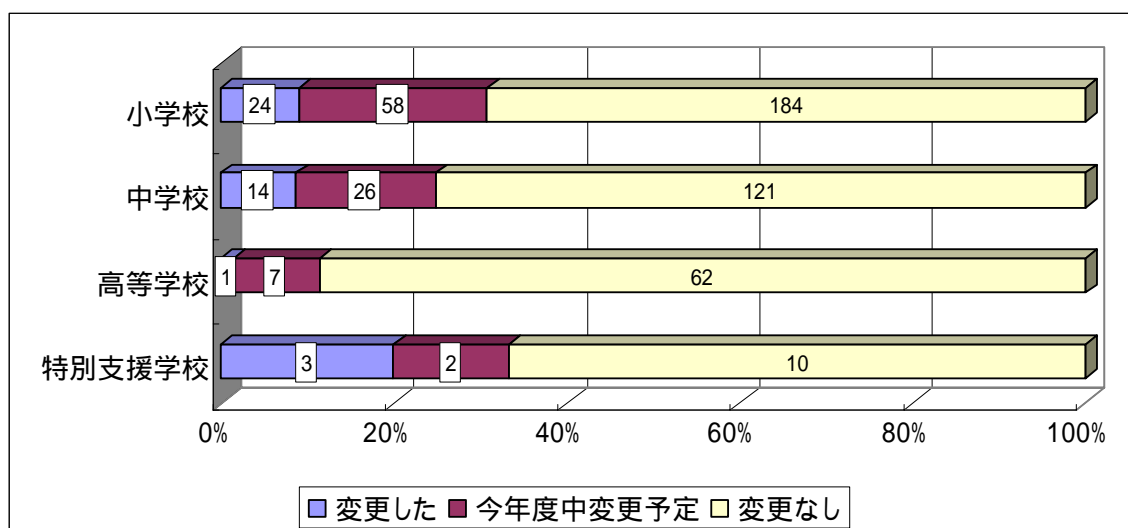
区 分		敷地内禁煙	建物内禁煙	建物内完全分煙
市 町 村	小学校	102(27.7)	230(62.5)	36(9.8)
	中学校	21(11.5)	124(68.2)	37(20.3)
	計	123(22.4)	354(64.3)	73(13.3)
県	高等学校	11(13.6)	53(65.4)	17(21.0)
	特別支援学校	1(6.3)	14(87.4)	1(6.3)
	計	12(12.4)	67(69.1)	18(18.5)
合 計		135(20.8)	421(65.1)	91(14.1)



2 通知を受けて、受動喫煙防止対策を変更したか

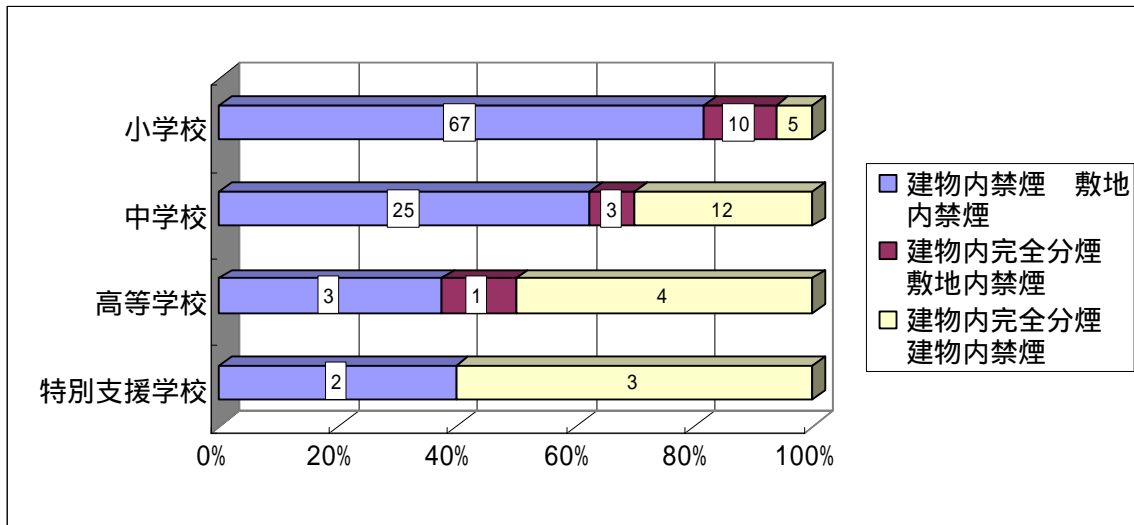
区 分		変更した	今年度中変更予定	変更なし
市 町 村	小学校	24(9.0)	58(21.8)	184(69.2)
	中学校	14(8.7)	26(16.1)	121(75.2)
	計	38(8.9)	84(19.7)	305(71.4)
県	高等学校	1(1.4)	7(10.0)	62(88.6)
	特別支援学校	3(20.0)	2(13.3)	10(66.7)
	計	4(4.7)	9(10.6)	72(84.7)
合 計		42(8.2)	93(18.2)	377(73.6)

(注)「変更なし」は、現在既に敷地内禁煙の学校を除き、現在態度未決定等の学校を含む。



3 具体的な変更方法は

区 分		建物内禁煙 敷地内禁煙	建物内完全分煙 敷地内禁煙	建物内完全分煙 建物内禁煙
市 町 村	小学校	67(81.7)	10(12.2)	5(6.1)
	中学校	25(62.5)	3(7.5)	12(30.0)
	計	92(75.4)	13(10.7)	17(13.9)
県	高等学校	3(37.5)	1(12.5)	4(50.0)
	特別支援学校	2(40.0)		3(60.0)
	計	5(38.5)	1(7.7)	7(53.8)
合 計		97(71.8)	14(10.4)	24(17.8)



4 「建物内完全分煙」の学校が建物内禁煙あるいは敷地内禁煙にできない理由

(主なもの)

- ・建物外で喫煙している様子を生徒に見られることが好ましくない。
- ・建物外で喫煙していると建物内で子どもに何かあったとき対応が遅れる。
- ・建物内にきちんとした喫煙室が設置されている。
- ・建物外の施設設置が予算上困難。
- ・喫煙者が多い。
- ・来校者に喫煙者がいる。

平成 22 年 3 月 30 日付け 21 教保第 421 号教育長通知添付の平成 22 年 3 月 12 日付け 21 入学健第 33 号文部科学省通知から

2 今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性と普及啓発

- (1) 厚生労働省通知において「今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙()であるべきである。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合等においては、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする。また、特に、屋外であっても子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要である。」とされており、これを踏まえ、学校等においては、受動喫煙防止対策について、適切な措置を講ずること。
- (2) また、「たばこの健康への悪影響について普及啓発し、禁煙を促す方法等について、健康教育の一環として、地域、職域、家庭等において、関係者の対話と連携のもとで一層推進する」とされており、これを踏まえ、学校等においては、喫煙防止教育を一層推進すること。

この通知の「全面禁煙」は、「建物内禁煙」のこと